

給与支払報告書の提出について

給与の支払者は、法人・個人を問わず、前年中に支払った(支払いの確定した)給与について、給与支払額の多少にかかわらず、専従者・アルバイト・パート・役員等を含むすべての従業員の給与支払報告書(総括表および個人別明細書)を作成し、従業員の1月1日現在(退職の場合は退職日現在)における住所地の市町村長に提出することが法令により義務付けられています。(地方税法第317条の6)

- ❶ 所得税の源泉徴収票とは異なり、すべての従業員について提出していただく必要があります。
- ❷ 給与支払報告書は、個人町・道民税の課税の根拠となる重要な書類ですので、正しく記入のうえ、必ずご提出ください。

■小平町へ提出していただく対象者

令和7年1月1日から令和7年12月31日までに給与(給料、賃金、賞与、棒給など)を支払った従業員(専従者・アルバイト・パート・役員等を含む)のうち、次のいずれかに該当する全員について、給与支払額の多少にかかわらず提出してください。

- 毎年1月1日現在の在職者のうち、同日現在に小平町にお住まいの方。
- 前年中の退職者のうち、退職日現在に小平町にお住まいの方。

■提出期限および提出方法

令和8年2月2日(月)までに総括表とあわせて、郵便または信書便により送付していただくか、窓口にて提出してください。電子での提出も可能です。

※期限が近づくと窓口が混みあいますので、お早めに提出してください。

■電子申告による提出

個人町・道民税にかかる特別徴収関連手続きについて、地方税ポータルシステム(eLTAX)を利用し、インターネットによる受付も行っています。

eLTAX(エルタックス)を利用すると、申告書等の作成・提出において、チェック機能により入力誤りや計算誤りが防止でき、郵送料なども不要で、1回のデータ送信操作で複数の地方公共団体(参加団体)に提出できるなどのメリットがあります。

事業主(給与支払者)および従業員の皆様へ 住民税の特別徴収について

留萌管内市町村と北海道留萌振興局では、特別徴収の要件に該当するすべての事業主を特別徴収義務者に指定する取組を行っています。

※従業員(納税義務者)の個人住民税は、原則、給与から税額を引き去りして市町村に納入する「特別徴収」の方法が法令により定められています。

■特別徴収とは

事業主が、市町村から送付された「特別徴収税額通知書」により、毎月の給与支払をする際に従業員の給与から個人住民税額を引き去りして、翌月10日までに納入していただく制度です。

個人住民税は、あらかじめ毎月の納入額が決まっているため、所得税のように、事業主が税額を計算する必要はありません。

また、特別徴収は、納期が年12回なので、普通徴収と比較して、1回あたりの納税額が少なくすみます。

問 このページに関する詳細 財政課税務係 ☎56-2111

